



# 島根県報

平成28年3月11日（金）

第2,783号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

統計資料の管理及び利用に関する規程の廃止	（統計調査課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（　　”　　）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（　　”　　）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（　　”　　）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（　　”　　）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（　　”　　）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（　　”　　）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	4
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（　　”　　）	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	5
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	5
保安林の指定施業要件の変更	（　　”　　）	7
土砂災害警戒区域の指定（2件）	（砂防課）	8
土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）	（　　”　　）	8
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	9

### 【訓 令】

島根県統計調査及び統計資料取扱規程の廃止	（統計調査課）	9
----------------------	---------	---

### 【公 告】

基本測量の終了（2件）	（技術管理課）	9
公共測量の終了	（　　”　　）	10
土地立入りの許可	（用地対策課）	10
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	11

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	11
-----------------------------------	-------	----

**告 示****島根県告示第157号**

統計資料の管理及び利用に関する規程（昭和59年島根県告示第434号）は廃止し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第158号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 やました整形外科	安来市南十神町17-1	平成28年2月1日
さくらクリニック益田	益田市乙吉町イ102-1	平成28年3月1日

**島根県告示第159号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 伊野本陣	出雲市美野町504	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護もくせい	出雲市美野町504	平成28年2月24日
有限会社 伊野本陣	出雲市美野町504	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護もくせい	出雲市美野町504	平成28年2月24日

**島根県告示第160号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
クオール薬局 南田町店	ジオ薬局 南田町店	松江市南田町145-18	平成28年2月1日

## 島根県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
たかせ内科	益田市中島町イ481-1	益田市かもしま東町9番地6	平成28年1月9日
調剤薬局サンズ	益田市中島町イ481-4	益田市かもしま東町9番地7	平成28年2月1日

## 島根県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
やました整形外科	安来市南十神町17-1	平成28年2月1日
ウォンツ薬局 益田乙吉店	益田市乙吉町イ102-1	平成28年1月18日

## 島根県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所在地
			変更前	変更後		
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番地	通所介護	さくらデイサービ	デイサービス さ	出雲市矢尾 町273番地	平成28年1 月1日
		介護予防通所介護	スぷらいむ	くら		
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番地	訪問介護	さくら・介護ステ	介護ステーション	出雲市矢尾 町273番地	平成28年1 月1日
		介護予防訪問介護	ーションぷらいむ	さくら		
クオール 株式会社	東京都港区虎ノ門4- 3-1 城山トラスト タワー37階	居宅療養管理指導	ジオ薬局 南田町	クオール薬局 南	松江市南田 町145-18	平成28年2 月1日
		介護予防居宅療養 管理指導	店	田町店		

## 島根県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
出雲医療生活協同組合	出雲市塩冶町1536-1	居宅介護支援	出雲市民病院居宅介護支援事業所	出雲市塩冶町1536-1	出雲市塩冶町1287-1 光和ビル1階	平成27年7月17日
川本町	邑智郡川本町大字川本271番地3	居宅介護支援	川本町地域包括支援センター	邑智郡川本町大字川本545番地1	邑智郡川本町大字川本271番地3	平成28年1月1日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	居宅介護支援	雪舟園居宅介護支援事業所	益田市中島町イ770	益田市かもしま北町7-3	平成28年1月9日
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム雪舟園	益田市中島町イ770	益田市かもしま北町7-3	平成28年1月9日
株式会社きずな	松江市西津田二丁目9-9	訪問介護 介護予防訪問介護	ここにこヘルパーさん	松江市大庭町1274-16	松江市西津田二丁目9-9	平成28年2月1日

島根県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
医療法人 忠恕会 榎野クリニック	出雲市中野美保北三丁目5-5	精神通院医療	平成28年2月1日

島根県告示第166号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社オレンジロード	ブルーム	松江市学園二丁目25-8	平成28年3月1日
社会福祉法人ねむの木福祉会	くれよんハウス	松江市学園二丁目15-18	平成28年3月1日
株式会社飛鳥	はる	松江市東出雲町揖屋1208-9	平成28年3月1日
一般社団法人C o p a i n	放課後等デイサービス あしあと	浜田市久代町1656-76	平成28年3月1日

## 2 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ねむの木福祉会	くれよんハウス	松江市学園二丁目15-18	平成28年 3月 1日

## 島根県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市布崎土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

田中 康義 出雲市園町1442番地  
 田中 和雄 出雲市園町1324番地  
 坂本 勝 出雲市園町1302番地  
 田中 広幸 出雲市園町1106番地  
 橋本 知巳 出雲市園町930番地  
 福田 清正 出雲市園町234番地  
 田中 康富 出雲市園町1420番地

## 監事

坂本 正明 出雲市園町1389番地  
 長崎 政人 出雲市園町17番地

## 2 就任年月日

平成27年 4月 1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

田中 康義 出雲市園町1442番地  
 田中 敬耕 出雲市園町1319番地  
 角 潔 出雲市園町1473番地  
 橋本 正 出雲市園町1252番地  
 坂本 進 出雲市園町1251番地  
 坂本 仁 出雲市園町1310番地  
 大森 嵩 出雲市園町174番地 1

## 監事

長崎 政人 出雲市園町17番地  
 出川 裕一 出雲市園町1419番地

## 島根県告示第168号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市東持田町字大金井谷1594、1595
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第169号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町片山145-3、145-4、308-1、308-3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第170号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町久保953
-

## 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第171号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町頓原2360-1、2360-2、2361、2377-1、2377-3、大田市川合町川合字鶴府3580、3582-3、5091、5092-1から5092-3まで、字芋原5100

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

出雲市矢尾町字築山850、1332-1、1332-4から1332-6まで、1332-8、1332-11、1332-12、1332-14から1332-16まで、1333、1334-1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁、出雲市役所、大田市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に

供する。)

---

#### 島根県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
美郷町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称  
土石流  
井の奥谷川
- 3 指定の区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
知夫村
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称  
土石流  
河井川
- 3 指定の区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成21年島根県告示第239号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る市町村の名称  
美郷町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称  
土石流  
井の奥谷川



## 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、平成22年島根県告示第207号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る市町村の名称

知夫村

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

土石流

河井川

## 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び知夫村役場において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第176号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
962	出雲市高松町778-1 株式会社至誠 代表取締役	松江市北陵町1	株式会社至誠 代表取締役	株式会社八雲 代表取締役

## 訓 令

## 島根県訓令第1号

本庁

島根県統計調査及び統計資料取扱規程（昭和33年島根県訓令第7号）は廃止し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

---

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
  - 2 作業期間  
平成27年 7月 1日から平成28年 2月28日まで
  - 3 作業地域  
松江市、江津市
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成28年 2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
  - 2 作業期間  
平成27年 9月18日から平成28年 2月28日まで
  - 3 作業地域  
松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、仁多郡奥出雲町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡隠岐の島町
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年 2月25日に終了した旨島根県県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
平成27年 9月24日から平成28年 2月25日まで
  - 3 作業地域  
邑智郡邑南町
- 

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、土地立入の許可をしたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称  
中国電力株式会社
  - 2 事業の種類
-

特別高圧送電線路 知井宮連絡線新設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

出雲市佐田町須佐地内

出雲市佐田町反邊地内

出雲市佐田町大呂地内

出雲市佐田町原田地内

雲南市掛合町波多地内

4 立ち入ろうとする期間

平成28年 4月 4日から同年 9月23日まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島772番 1、773番、774番 2

面積 1,738.65平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市清水町233番地

株式会社佐嶋工務店 代表取締役 佐嶋 省一

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年 3月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 落札者を決定した日

平成28年 2月22日

4 落札者の氏名及び住所

太平ビルサービス株式会社 代表取締役社長 狩野 伸彌 島根県松江市雑賀町201

5 落札金額

571,536,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成27年12月11日